

[事業報告]

## 公私協力方式による大学等設置の背景

栗田 秀隆

山陽小野田市立山口東京理科大学 事務部

### Background of the Establishment of Universities Through Corporation between Local Governments and Incorporated Educational Institutions

Hidetaka KURITA

Administration, Tokyo University of Science, Yamaguchi

#### Abstract

1984（昭和59）年、大学設置審議会の大学設置計画分科会は、「昭和61年度以降の高等教育計画の計画的整備について」を発表した。この計画は、高等教育の地域間格差の是正を推進することによって人口急増期への対応を図ろうとしたものである。その方策として「国、地方公共団体、学校法人の協力方式」である公私協力方式による地方への大学・短大の設置構想がうちだされた。本報告書では、公私協力方式による大学等設置の背景と今後の課題について報告する。

キーワード：大学立地政策， 公私協力方式大学， 地域高等教育政策

## 1. 工場等制限法による大都市人口抑制政策

戦前期の大学は中央と地方のブロック県の大都市を中心に設置されていた<sup>1)</sup>。戦後は、一県一大学の構想の下に、全都道府県に少なくとも一大学が設置されたのが、我が国における地域と大学との最初の出合であったとされる<sup>2)</sup>。このように脱地域的な存在であった大学の立地を転換させる最初の契機となったのは、高度経済成長に伴う大都市圏への人口過密・集中を抑制する政策であった。

1950年代からの高度経済成長に伴い、首都圏とへの人口流入は著しいものとなり、昭和30年代には、全大学生の40%以上が首都圏に集中した。これは我が国の大学の30%近くが首都圏に集中していたことが大きな要因であった<sup>3)</sup>。このため、昭和34年、人口増大の主たる要因であった工場及び大学の新增設を制限し、都市環境の整備及び改善を図ることを目的に「首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律」（工業等制限法）が制定された。工業等制限法では、一つの団地内にある教室の床面積の合計が、大学及び高等専門学校では1,500㎡以上、専修学校及び各種学校では800㎡以上のものが制限施設となり、既成市街地内では新設又は増設してはならないというものであった。昭和39年には、「近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律」（工場等制限法）が制定され、首都圏と近畿圏において大学等を新增設することは実質的に不可能となった（表1）。

表1 工場（業）等制限区域

区分	制限区域	都道府県	該当地域
首都圏	既成市街地	東京都	東京都区部・武蔵野市全域、三鷹市の一部
		埼玉県	川口市の一部
		神奈川県	横浜市・川崎市の一部
近畿圏	既成都市区域	京都府	京都市の一部
		大阪府	大阪市・東大阪市・堺市・守口市の一部
		兵庫県	神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市の一部

（出典：「首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律施行令」及び「近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律施行令」から抜粋）

## 2. 高等教育の計画的整備政策

### (1) 高等教育の計画的整備

昭和46年、中央教育審議会は「今後における基本的施策のあり方」として文部大臣に答申を行い、高等教

育の全体規模、種別・分野別の収容力、地域配置などの長期的計画の立案・推進体制を確立し整備充実を進めるとした。文部省は本答申を受け産学官の有識者からなる「高等教育懇談会」を設置し、高等教育の計画的整備の検討を開始した。

昭和49年、高等教育懇談会は「高等教育の拡充整備計画について」と題する報告書を発表した。本報告書では、①大学の大都市への過度集中（東京23区及び政令指定都市に大学の38%、学生数の61%が集中）、②高等教育機会の著しい地域間格差、③専門分野別構成に著しい地域間の不均衡が見られることを指摘し、高等教育の地域間格差の是正と地理的構造の意図的な変革の必要を強調した。

昭和50年、私立学校法の一部改正により文部大臣は、昭和50年3月31日までの間は、特に必要があると認める場合を除き、私立大学の設置、学部又は学科の設置及び私立大学の収容定員の増加にかかわる学則の変更についての認可はしないという権限を与えられた。これにより文部省は、これまで大学立地政策の対象外におかれていた私立大学に対して、大学の増設・拡充を特に必要があると認める地域や専門分野に限ることにより、私立大学の地理的構造を意図的に変えていく力をもつことになった。

こうした中、昭和51年、高等教育懇談会は、「高等教育の計画的整備について」と題する報告書を発表した。本報告書では、高等教育機関の地域的配置の再検討を最重要の政策課題の一つに掲げ、高等教育機関の地域配置における不均衡を是正するため、全国を8つのブロックに区分して、ブロック単位に高等教育機関を計画的に配置することとした（表2）。

表2 高等教育機関の地域配置ブロック

ブロック	該当都道府県
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東・甲信越	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、新潟
東海	岐阜、静岡、愛知、三重
北陸・近畿	富山、石川、福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	徳島、香川、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

（出典：高等教育の計画的整備について）

また、工場（業）等制限区域内に立地している大学等については、当該制限区域内から区域外への移転を積極的に促した。高等教育の計画的整備は、18歳人口が

安定的に推移する昭和55年度までを前期、18歳人口が増加に転ずる昭和56年度以降を後期と定めた。地域間・専門分野間の不均衡を是正するための方策として「地方国立大学の計画的整備」と「公立大学の計画的整備」が示された。

## (2) 地方国立大学の計画的整備の頓挫

政府は、石油ショック以降の巨額財政赤字に対処するため、昭和56年に臨時行政調査会を発足させ行政改革を断行した。臨時行政調査会の答申では、国立大学及び国立大学の学部等の新增設の原則見送りと施設設備費の縮減、私学助成金総額の抑制など厳しい方針が示され関係予算が抑制された。この結果、地方国立大学の計画的整備を中心に地域間・専門分野間の不均衡を是正しようとした文部省の計画的整備路線は頓挫することとなり、地方国立大学の拡充整備はほとんど不可能になった。文部省資料によれば、後期計画では昭和56年度から昭和60年度の5年間で、地方国立大学の学生定員を1万人増加する計画が、わずか2,807人の増にとどまった<sup>4)</sup>。

## (3) 公立大学の計画的整備の頓挫

昭和52年、国土庁は「第三次全国総合開発計画」を策定し、定住圏構想の推進と地域活性化の中核として「大学の適正配置」を発表した。昭和53年、国土庁は「大学の地域的適正配置の推進について」を発表し、大学の地方立地を推進するため、「公立大学の積極的立地推進」を掲げた。地域と密着し地域の学術文化の振興に果たす役割の大きい公立大学の新增設は、同時に大学等の地方分散にも効果的であるとし、また地方公共団体に公立大学建設・運営の意欲を誘導し必要な助成を行うこと等について検討するとした。しかし、昭和44年に自治省と文部省との間で、都道府県・指定都市以外の市町村に対しては、公立大学の設置認可をしないことを覚書で取り決め、公立大学を設置する場合は、文部省はあらかじめ自治省と協議すること、指定都市以外の市町村では原則として公立大学の設置は許可しないよう両省で協力して行政指導を行うことを申し合わせたのである<sup>5)</sup>。また自治省の基準では、人口200万人以下の都道府県では、公立4年制大学を1校しか設置できないことになっていた。これは自治省が、大学設置に伴う地方公共団体の財政への影響を懸念したことが背景にある。この結果、昭和45年から平成2年のおよそ20年の間に開学した公立大学は、短期大学からの改組を除くとわずか2大学にとどまる<sup>5)</sup>。

## (4) 定住圏構想への地方公共団体の期待

昭和52年に発表された第三次全国総合開発計画の定住圏構想を受け、多くの地方公共団体では、定住圏構想を基本とした学園都市構想が計画された。国土庁は、大学の地方立地を図るため、昭和55年、新增設や移転の意向のある大学に立地の候補地を紹介する「大学関係者のための学園計画地ライブラリー」を発足させ、地域で受け入れる条件調査、情報提供を行うことにより大学の地方立地を促進させようとした(表3)。

表3 学園計画地登録の状況

地域区分	学園計画地数	学園計画地登録市町村数			
		市	町	村	合計
北海道・東北	107	57	39	5	101
関東	108	53	26	6	85
中部	138	59	41	2	102
北陸	35	13	18		31
近畿	66	29	27		56
中国	30	19	9		28
四国	26	9	11	1	21
九州・沖縄	43	32	5		37
全国計	491	245	148	14	407

(出典：国土庁「学園計画地ライブラリーご案内」1983年)

昭和58年における国土庁の学園計画地ライブラリー登録市町村の一覧表によると、東京都以外の全道府県にわたって合計406の市町村が大学の誘致や立地を計画するなど、地方公共団体の大学立地に対する期待は極めて大きいものであった。

## (5) 新しい大学設置方式の考案

ここに至り、財政的に国立大学の拡充を抑制し、大学の量的な拡充ではなく質的な拡充を優先したい文部省、地方公共団体の財政への影響を懸念し公立大学の設置を抑制したい自治省、国土の均衡ある発展を図り自ら策定した定住圏構想を進めるために大学の地方立地を推進したい国土庁、地域活性化の切り札として大学を誘致したい地方公共団体、という4者のそれぞれの思惑が明らかになるとともに、大学設置を抑制したい陣営と、大学設置を推進したい陣営という対立軸が明確になっていく。国土庁は、このような状況を打開し、これら4者の思惑が一致するとともに、対立軸を解消する「新たな大学設置方式」を考案する。

## 3. 公私協力方式による大学誘致政策

### (1) 国土庁による考案

昭和59年、国土庁大都市圏整備局は「大学等高等教

育機関の地域配置に関する調査」を報告し、「大学等の地域格差の是正のため、地方地域に大学等を立地する場合、国際化の進展等を踏まえ、学生に魅力ある特色づくりを考慮した収容力の拡大が必要であり、その地域に望まれている大学像を明確にした上で、地域と一体となった整備を、第3セクター方式によって推進して行く必要がある。」として、国・地方公共団体・民間団体の3者の協力を訴える提言が掲げられた。国土庁が地方公共団体向けにまとめた「大学の誘致と期待・効果」によると、大学等が地方に進出することは「地域の文化向上」、「地元子弟の進学機会の拡大」、「若者定着による地域の活性化」などにつながることで、大学等の進出に当たっては、「用地費等の援助」「設置経費の援助」「運営費の援助」などがあること、さらに「大学新設の場合、創設費は自己資金でなければならないが、地方公共団体の債務負担行為は自己資金とみなされる」と指南している<sup>7)</sup>。

ここに至り、国土庁が始めた第3セクターによる大学立地政策は、高等教育の量的拡大を望まない文部省も18歳人口急増期を控え現状を追認せざるを得なくなり、新高等教育計画以降、学校法人と地方公共団体の双方に対し、地方への大学立地による地域づくりについて積極的な支援を行うように転ずるのである<sup>8)</sup>。

## (2) 新高等教育計画

大学設置審議会の大学設置計画分科会は、昭和59年に報告「昭和61年度以降の高等教育計画の計画的整備について」（新高等教育計画）を発表した。この新高等教育計画では、18歳人口の急増・急減期を乗り切るために、18歳人口が急増する昭和61年度から平成4年度までの7年間について高等教育の質的充実と量的整備の方向と内容を示したものである。

答申では、平成4年度に18歳人口が205万人というピークに達するにおける大学・短期大学・高等専門学校の進学率を、昭和58年度の35.6%程度に維持する入学定員を確保する必要がある一方で、平成5年度以降18歳人口が急減することを勘案すると、収容規模の増をすべて大学の新增設等による恒常的な定員増で賄うのではなく、既存の大学等に期間を限った臨時的な定員の増を認め、これに対処することが妥当であるとした。

地域に根差し、地域に開かれた高等教育の必要性を強調しているのも、この新高等教育計画の大きな特徴である。その方策として、「国、地方公共団体、学校法人の協力方式」による大学・短大の設置構想が初め

てうちだされた。新高等教育計画によると、地方の要望に適切に応じた高等教育機関を設置・運営する場合に、地方公共団体と学校法人の協力によって設置・運営することが一つの適切な方法とされ、設置形態は私立であるが、①地方公共団体が土地、校舎等の建物及び設備の一部を現物又は資金で準備する、②地方公共団体は学校法人に対し経常費の一部を補助する、という協力方式による設置・運営が考えられるとした。公私協力方式による地方公共団体の大学誘致は、それ以降の高等教育政策を特徴づけるものとなった<sup>9)</sup>。

## (3) テクノポリス法と大学誘致の促進

昭和33年、通産省に工業立地指導室が設置され、産業立地政策は工業再配置施策として工業の地方への誘引的手法と、大都市圏からの工業の移転再配置の方向に重点が置かれた。日本経済は、2度の石油ショックを経て、石油価格の高騰により成長の牽引役であった鉄鋼、石油化学の基礎素材型産業が低迷し、代わりに半導体、コンピュータ、情報・通信、バイオテクノロジーなど産業構造の高度化、知識集約化の必要性が叫ばれた<sup>10)</sup>。

昭和53年、通産省は立地公害局長の私的諮問機関として「立地・環境政策研究会」を発足させ、今後の工業の地方分散や地域開発は、急速に発展しつつあるマイクロエレクトロニクスあるいはメカトロニクスなど知識集約型の産業に注目すべきことなどを発表した。

このような社会情勢のなか、昭和58年、先端技術産業を中核とした産・学・住が一体となった街づくりを促進し、研究開発施設など各種産業基盤の事業整備等の推進を通じて地域経済の振興と向上を目指す「高度技術工業集積地域開発促進法（テクノポリス法）」が制定された。通産省の産業政策では、従来の中央集権的政策から地域企業主導が全面に打ち出され、ハイテク産業と大学が連携した地域発展リサーチパークとして、産業、学術、及び居住空間が有機的に結合された新しいまちづくりを行うテクノポリス計画として地域ハイテク戦略に大きな期待が掛けられた。構想の段階では国内2・3カ所に集積する予定であったが、地方公共団体の関心は非常に高まりを見せ、26の府県がテクノポリス建設に向けて誘致に名乗りをあげた。地方公共団体は、国が定めた指針に沿った開発計画を作成するために、理工学系大学の設置と誘致に積極的に取り組むことになる。

全国のテクノポリス地域の中で初めて理工系大学等の誘致に成功した山口県宇部フェニックステクノポリ

スでは、山口県、小野田市、宇部市の各当局をはじめ、各種関係機関は「地元の教育環境の向上」と「地域産業の振興発展」を願い、先端技術産業関連の中堅技術者の養成を目的とする工学系短期大学の誘致を行い、設置経費の寄付と用地の無償譲渡等による公私協力方式により、昭和62年に東京理科大学山口短期大学が設置された。テクノポリス地域では、31大学、6短期大学が新設され、8大学がテクノポリス地域に移転するなど、多くの高等教育機関が設置され、私立大学及び私立短期大学の新設と私立大学の移転については、公私協力方式により行われた（表5）。

#### 4. 公私協力方式大学の立地時期

大学設置審議会の大学設置計画分科会が1984（昭和59）年6月にまとめた報告「昭和61年度以降の高等教育の計画的整備について」では、大学・短期大学の地域配置の適正化に関連して、地方における高等教育の整備を図っていくためには、国、地方公共団体、学校法人の間の協力が重要であると指摘し、その協力方式の一つとして公私協力方式について、次のように述べている。

表5 テクノポリス地域大学等設置状況

都道府県	テクノポリス	新 設						移 転			新 設	移 転		
		大 学			短 期 大 学			大 学						
		国立	公立	私立	国立	公立	私立	国立	公立	私立				
北海道	道央地域			1								千歳科学技術大学		
	函館地域		1									公立ほこだて未来大学		
青森県	青森地域		1					1				青森公立大学		
岩手県	北上川流域地域		1									岩手県立大学		
秋田県	秋田地域		1			1						秋田県立大学 秋田公立美術工芸短期大学		
宮城県	仙台北部地域		1				1					東北科学技術短期大学 宮城大学		
山形県	山形地域			1								東北芸術工科大学		
福島県	郡山地域		1							1		会津大学	日本大学（工学部）	
栃木県	宇都宮地域			4			1			2		白鷗大学 作新学院大学 宇都宮文星短期大学 国際医療福祉大学	帝京大学（理工学部） 宇都宮大学（国際学部）	
新潟県	信濃川地域			4								新潟産業大学 長岡造形大学 新潟経営大学 新潟工科大学		
富山県	富山地域		1		1							高岡短期大学 富山県立大学		
山梨県	甲府地域			1								帝京科学大学		
長野県	浅間地域													
静岡県	浜松地域			1								常葉学園浜松大学		
兵庫県	西播磨地域			1								姫路独協大学		
岡山県	吉備高原地域		1	1								岡山県立大学 吉備国際大学		
広島県	広島中央地域			2				1		1		呉大学 広島国際大学	広島大学 近畿大学（工学部）	
山口県	宇部地域						1					東京理科大学山口短期大学		
香川県	香川地域							1		1			徳島文理大学（工学部） 香川大学（工学部）	
愛媛県	愛媛地域													
福岡県佐賀県	久留米・鳥栖地域													
大分県	県北国東地域			1									立命館アジア太平洋大学	
長崎県	環大村湾地域													
熊本県	熊本地域			2									九州看護福祉大学 熊本保健科学大学	
宮崎県	宮崎地域		2	2			1						宮崎産業経営大学 宮崎県立看護大学 宮崎公立大学 宮崎国際大学 宮崎女子短期大学	
鹿児島県	国分隼人地域													
合 計		0	10	21	1	1	4	3	0	5				

（日本立地センター「テクノポリス・頭脳立地構想推進の歩み」から筆者作成）

### ア 公私協力方式

地方の要望に適切に応じた高等教育機関を設置・運営する場合には、地方公共団体と学校法人の協力によって設置・運営することが一つの適切な方法であると考えられる。この場合、設置形態は私立であるが、次のような協力方式による設置・運営が考えられる。

- ①地方公共団体が土地、校舎等の建物及び設備の一部を現物又は資金で準備する。
- ②地方公共団体は、学校法人に対し、経常費の一部を補助する。

そこで、昭和23年度から平成19年度までの間に、新増設により大学・短期大学を設置した事例のうち、地方公共団体が、用地費等、設置経費（校舎、体育館等）、経常経費、大学周辺整備事業への援助等を行った事例を調べたところ、公私協力方式により大学等を立地した形態は、「大学等新設」、「学部等増設」、「キャンパス増設」の3つに分類できる（表6）。

表6 公私協力方式による大学等立地形態区分

立地形態区分	内 容
大学等新設	新たに大学・短期大学を設置するもの。既設の大学に短期大学を、既設の短期大学に大学を併設する場合や、既設の短期大学を4年制大学へ改組するものについてもこれに含める。
学部等増設	大学・短期大学が、既設キャンパスに学部又は学科等の教育課程を新たに設置するもの。
キャンパス増設	大学・短期大学が、既設キャンパス以外にキャンパスを造り、学部又は学科等の教育課程を新たに設置するもの。

(筆者作成)

なお、この他に「全学移転」というべき事例があるが、既設の大学・短期大学が新しいキャンパスに全学が完全移転するもので、「地方公共団体と学校法人の協力によって設置・運営」するのではないことから、本報告書では公私協力方式の対象外とする。以下本節では、「大学等新設」、「学部等増設」、「キャンパス増設」という3つの立地形態区分に従い、公私協力方式による大学等の新増設の実態に迫ってみたい。

#### (1) 立地件数

昭和23年度から平成19年度の期間に、公私協力方式により大学等の新増設を行った件数を調査し、立地形態区分により集計したものが表7である。

表7 公私協力方式による大学等立地状況  
(大学・短期大学別)

	立地形態区分	件数	割合
全 体	大学等新設	151	75.5%
	学部等増設	27	13.5%
	キャンパス増設	22	11.0%
	合 計	200	100.0%
大 学	大学等新設	106	73.1%
	学部等増設	17	11.7%
	キャンパス増設	22	15.2%
	合 計	145	100.0%
短期大学	大学等新設	45	81.8%
	学部等増設	10	18.2%
	キャンパス増設	0	0.0%
	合 計	55	100.0%

(文部省「全国大学一覧」、日本開発構想研究所「公私協力方式事例」、大学HPから筆者作成)

公私協力方式による大学等立地件数は200件であり、この内「大学等新設」が151件（75.5%）と最も多く、「学部等増設」が27件（13.5%）、「キャンパス増設」が22件（11.0%）となっている。大学と短期大学の合計を比較すると、大学が145件、短期大学が55件と大学が短期大学の約3倍となっている。立地形態別では「キャンパス増設」については大学が22件あるのに対し、短期大学はゼロとなっている。以上のことから、地方公共団体の多くが、大学等の教育課程の一部ではなく、高等教育機関そのものを自治体内に新設するために公私協力方式を利用したことが分かる。

#### (2) 立地地域

公私協力方式により大学等が立地した地域を大都市圏と地方圏に分けてみると、大都市圏が45件（22.5%）であるのに対し、地方圏が155件（77.5%）と約3.4倍となっている。立地形態別にみても、「大学等新設」、「学部等増設」、「キャンパス増設」の全ての立地形態で、大都市圏を地方圏が上回っている（表8）。

表8 公私協力方式による大学等立地状況（圏域別）

地 域	大都市圏	地 方 圏	合 計
大学等新設	33 (21.9%)	118 (78.1%)	151 (100%)
学部等増設	4 (14.8%)	23 (85.2%)	27 (100%)
キャンパス増設	8 (36.4%)	14 (63.6%)	22 (100%)
合 計	45 (22.5%)	155 (77.5%)	200 (100%)

(注) 大都市圏は東京、神奈川、埼玉、千葉の東京圏と、愛知、岐阜、三重の名古屋圏、大阪、京都、兵庫の大阪圏を指し、地方圏はその他の地域を指す。出典は表7と同じ。

次に、全国の都道府県を15ブロックに分けて、どの地域に大学等が立地したかを調べたのが表9である。「大学等新設」は全ブロックにて行われているが、「学部等増設」と「キャンパス増設」は地域により偏りがある。このことから地方公共団体は、大学等の教育課程の一部ではなく、高等教育機関そのものを自治体内に新設するために公私協力方式を利用したことが分かる。

表9 公私協力方式による大学等立地状況（地域別）

地域	大学等新設	学部等増設	キャンパス増設	合計	比率
北海道	12	2	2	16	8.0%
北東北	4		1	5	2.5%
南東北	4			4	2.0%
北関東	24	3	2	29	14.5%
南関東	11	1	4	16	8.0%
甲信越静	28	10	3	41	20.5%
東海	12	2	3	17	8.5%
北陸	10	3		13	6.5%
近畿	16	2	3	21	10.5%
中国	16	3	2	21	10.5%
四国	2		1	3	1.5%
北九州	7			7	3.5%
南九州	5	1	1	7	3.5%
合計	151	27	22	200	100.0%

(注) 地域区分は「平成5年度以降の高等教育の計画的整備について」(平成3年大学設置審議会)。出典は表7と同じ。

表8によると大都市圏に45件の立地があり、表9でも南関東に16件、近畿に21件の立地がある。そこで大都市圏の中核部である首都圏及び近畿圏における工場(業)等制限区域内とそれ以外の区域に分け、工場(業)等制限法の①法律施行前、②法律施行期間中、③法律廃止後の3段階に分けて調べた(表10)。

この結果、工場(業)等制限区域内での立地は、法律施行前0件、法律施行期間中1件(昭和大学医療短期大学:横浜市緑区)、法律廃止後1件(東京未来大学:東京都足立区)であった。このことから、既成市街地への産業及び人口の過度の集中を防止する工場(業)等制限法が機能していたことが分かる。また工場(業)等制限法が廃止された2002(平成14)年度以降も、既成市街地内での大学等立地が行われていないことから、公私協力方式とは、地方圏に位置する地方公共団体に対して有効な政策であったと言える。

表10 公私協力方式による大学等立地状況(工場(業)等制限法区域別)

地域	工場等制限区域内	工場等制限区域外	合計
法律施行前 1942～1959年	0	0	0
法律施行期間 1959～2001年	1	164	165
法律廃止後 2002～2009年	1	34	35
合計	2	198	200

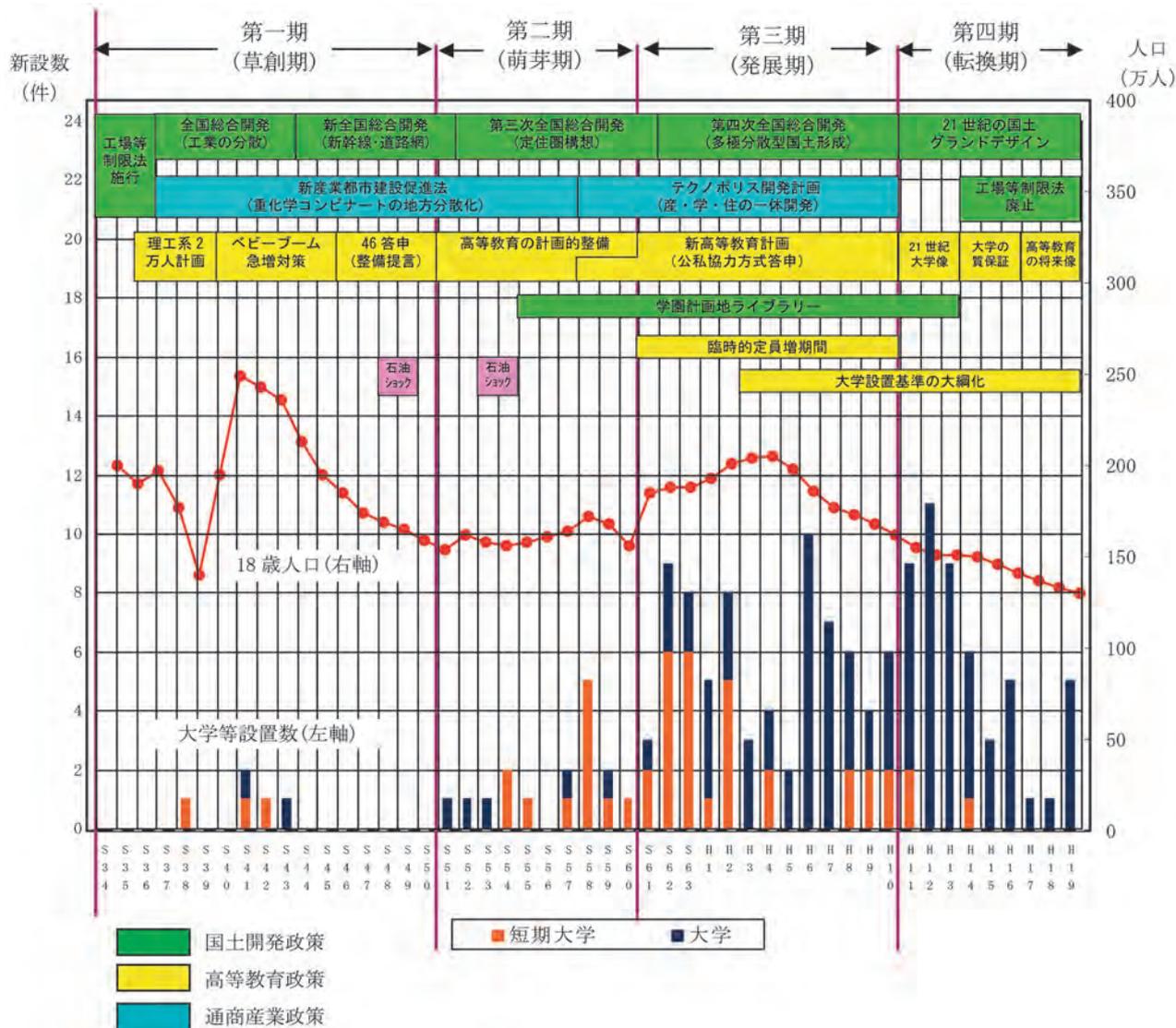
(出典は表7と同じ)

以上のことを総合すると、公私協力方式は、地方圏又は既成市街地以外の都市圏にある地方公共団体が高等教育機関を新設することを主な目的として利用されたとと言える。このことから、公私協力方式により大学等を立地する3形態の内、「大学等新設」に焦点を絞り込んで、いつ頃に公私協力方式により大学等が新設されたのかについて考察する。

### (3) 立地時期

これまで、高等教育政策、国土開発政策、通商産業政策の3つの視点から公私協力方式に至る政策を概観するとともに、公私協力方式による大学等の立地件数と地域について調査を行った。そして本項では「大学等の新設」に焦点を当て、18歳人口の動向と併せいつ頃に公私協力方式により大学・短期大学が新設されたのかということ、国家政策と総合し時系列で調査を行った(図1)。公私協力方式により大学等を新設した時期は、18歳人口の増減と大学等の地方立地政策により、大きく4つの時期に区分することができ、各々の時期に新設した大学等の役割や使命は、同じ公私協力方式ではあるが微妙に異なるものと思われる。草創期と言える「第一期」は、工場(業)等制限法が施行された1959年度から高等教育の計画的整備が発表される前の昭和50年度である。この期間には、昭和37年度から昭和42年度にかけて5校が新設された。この背景には、昭和41年度の249万人をピークとする第一次ベビーブームによる18歳人口急増期を迎え、地方圏において大学等の新設が図られたことが理由の一つと考えられる。その後、18歳人口は昭和51年度の154万人まで一気に約100万人も減少するが、公私協力方式による大学等の新設は、昭和44年度から昭和50年度まで1校もない。次に、萌芽期と言える「第二期」は、高等教育の計画的整備がスタートする昭和51年度から、18歳人口が160万人前後で安定的に推移する昭和60年度である。この時期は、高等教育機関の量的拡大を抑制

図1 公私協力方式の新設による開設年度別件数



(文部省「全国大学一覧」、日本開発構想研究所「公私協力方式事例」、大学HPから筆者作成)

する文部省に代わり、第三次全国総合開発計画の定住圏構想と学園ライブラリーによる国土庁と、テクノポリス計画の産・学・住一体開発による通産省の主導により、公私協力方式による大学等の立地が推進された時期である。

発展期と言える「第三期」は、新高等教育計画がスタートする昭和61年度から、平成4年度の205万人をピークとする第二次ベビーブームの18歳人口急増期を挟み、昭和51年度と同規模の162万人まで減少して臨時的定員増加期間が終了する平成10年度である。この時期は、大学設置審議会報告にて公私協力方式による大学等の立地が提言されたこと、大都市圏での大学立地抑制政策が継続されたこと、18歳人口急増期を迎えたこと等により、地方圏における公私協力方式による

大学等の新設が爆発的に増加した時期である。

最後の「第四期」は、18歳人口が160万人を割り減少を始める平成11年度以降である。公私協力方式による新設校数は、平成12年度の11校をピークにその後減少傾向に転じる。平成11年度は、日本私学振興・共済事業団の調べによると、入学定員割れの私立大学が10%未満から一気に20%を越えた転換点でもある。大都市圏での大学立地抑制政策が撤廃され、人口減少社会に転じる新しい時代を迎え、公私協力方式による大学等の新設は、これまでにない展開が求められる「転換期」に突入したと言える。

### 5. 公私協力方式による新設大学の役割

公私協力方式により新設された大学等の内、「4年制大学」に焦点を絞り、18歳人口の急増期を迎える昭和61年度から工場（業）等制限法施行期間の終期である平成13年度までの15年間を対象に、当該期間に新設された4年制私立大学を、「公私協力方式」、「短大からの改組」「その他新設」の3つの新設形態に分類を行った（表11）。

表11 私立大学の設置件数（昭和61～平成13年度）

新設の形態	大都市圏	地方圏	合計
公私協力方式	14 (18.9%)	60 (81.1%)	74 (100%)
短大からの改組	48 (67.6%)	14 (32.4%)	71 (100%)
その他の新設	45 (72.6%)	17 (27.4%)	62 (100%)
合計	107 (54.0%)	91 (46.0%)	198 (100%)

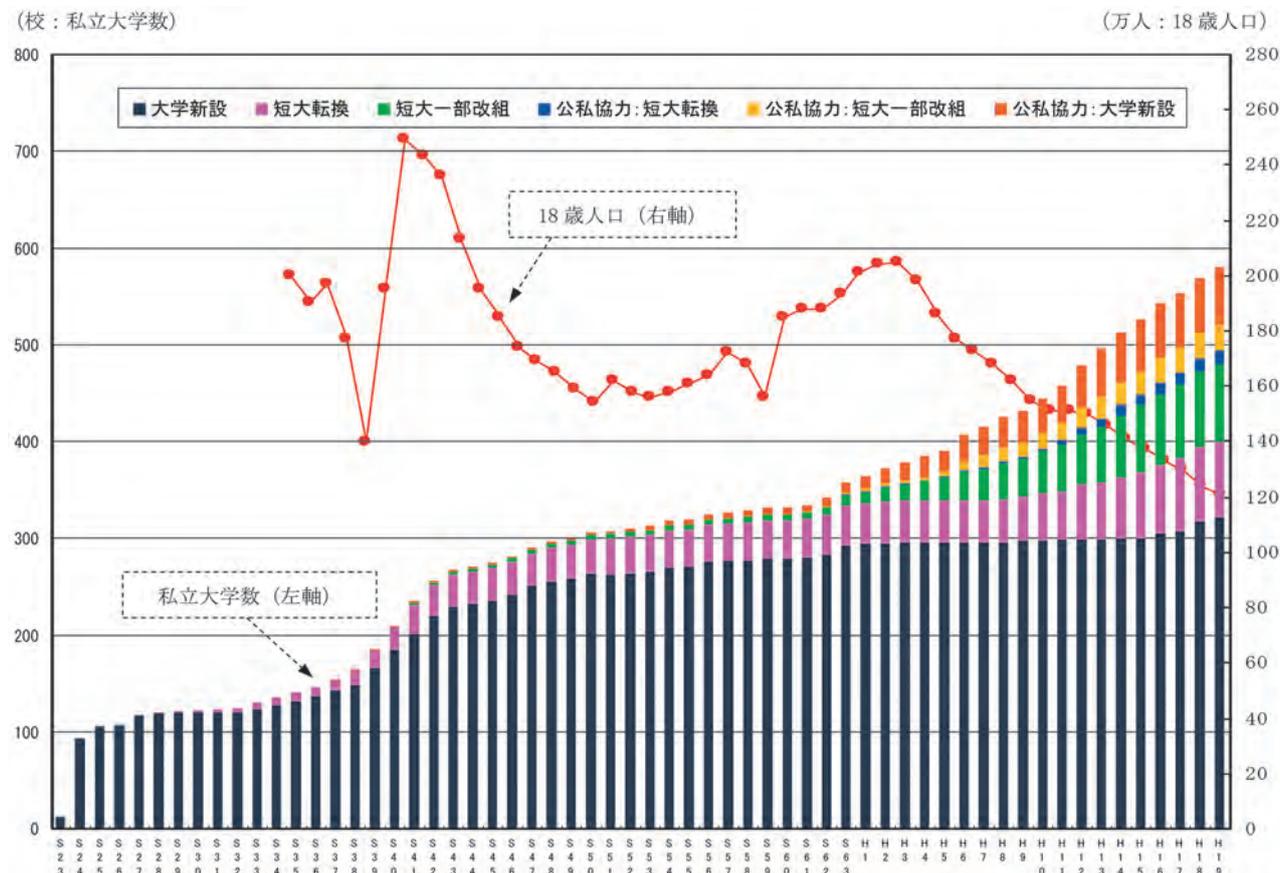
（注）大都市圏は東京、神奈川、埼玉、千葉の東京圏と、愛知、岐阜、三重の名古屋圏、大阪、京都、兵庫の大阪圏を指し、地方圏はその他の地域を指す。（文部省「全国大学一覧」、日本開発構想研究所「公私協力方式事例」、大学HPから筆者作成）

私立大学が立地した地域を大都市圏と地方圏に分けてみると、全体では大都市圏107校（54%）、地方圏91校（46%）とほぼ拮抗しているものの、新設の形態別でみると、「公私協力方式」は大都市圏14校（18.9%）に対し地方圏60校（81.1%）と圧倒的に地方圏に立地した大学が多いのに対し、「短大からの改組」では大都市圏48校（67.6%）、地方圏14校（32.4%）、「その他の新設」も大都市圏45校（72.6%）、地方圏17校（27.4校）と、大都市圏に立地した大学が多かった。

このことから、公私協力方式により新設した大学は、高等教育機関の地域配置の適正化の一翼を担い、地方圏における高等教育機関の整備に最も貢献したことが分かった。

次に、図2は、昭和23年度から平成19年度までの私立大学の設置数の推移と、18歳人口の推移を比較したものである。昭和61年度以降の18歳人口の急増期における大学新設形態の内訳をみると、①既存短期大学の全てを大学に改組、②短期大学の学科の一部を大学に改組、③公私協力方式により大学を新設、の3つが主な要因となっている。①と②については、既存短期大

図2 私立大学の設置推移



（日本開発構想研究所「公私協力方式事例」、大学HPから筆者作成）

学を廃止あるいは規模を縮小し、募集定員を新設4年制大学に振替えたことが主な要因であることから、高等教育機関としての需給バランスにそれほど大きな変動は及ぼさない。また、昭和61年度以降に、上記①②③以外の純粋な私立大学の新設は微増にとどまり、約290~300校の間を横ばいに推移しているに過ぎない(図2中の「大学新設」)。これらのことから、我が国における、高等教育機関の地域配置の適正化と地域における高等教育機関の量的拡大を実質的に担う役割を果たしたのは、公私協力方式により新設された大学であったと言える。

## 6. おわりに

公私協力のあり方は、時代や社会とともに変化するものである。大学が立地する地方公共団体との関係を強化し、大学の発展と地域活性化の両方を実現するための変革は、実は原点に帰ることである。「公私協力」の本来の姿に帰っていくことが、公私協力方式大学の課題である。新しい時代における公私協力とは何か。大学立地という器づくりばかりが先行してきた公私協力方式大学は、いよいよ自らの原点に戻り、公私協力の実質を地域とともに創造する時が来たのである。

地方公共団体の総合計画に「高等教育機関活用政策」を盛り込み、さまざまな施策を有機的に結び合わせた「地域高等教育政策」として展開すること、大学は地域とともにまちづくりに取り組むことが教育・研究と同様に公私協力方式大学特有の使命として認識すること、初等中等教育と高等教育との教育接続を地域単位で考えることなど、「誰が地方の高等教育を担うのか」という原点に立ち、公私協力方式大学が地方公共団体とともに地域における戦略的な高等教育の将来像を自らの手で創造・共有し、それらを実現する政策を考え、実行していくことが、公私協力方式大学に与えられた将来像ではないだろうか。

### 注

- 1) 昭和10年には大学は、帝国大学6、官立単科大学10、公立単科大学2、私立大学25の計43大学が設置されていたが、帝国大学を除くと、首都圏、近畿圏、中京圏以外に立地していた大学は官立単科大学の6大学である。天野郁夫, 1977, 『高等教育と立地政策』国土庁大都市整備局57頁。
- 2) 天野郁夫, 1977, 『高等教育と立地政策』国土庁大都市整備局51頁。
- 3) 池田秀夫, 1991, 『地域の活性化と大学の役割』第一法規出版3頁。
- 4) 大崎仁, 1999, 『大学改革1945~1999』有斐閣選書298頁。
- 5) 公立大学協会, 2000, 『地域と共に歩む公立大学』同時代社142頁。
- 6) 公立大学協会, 2000, 『地域と共に歩む公立大学』同時代社142頁。
- 7) 国土庁大都市整備局, 1988, 『大学の誘致と期待・効果』大蔵省印刷局46頁。
- 8) 地域科学研究会, 1985, 『転換期の高等教育行政と大学経営』葵印刷29頁。
- 9) 村田鈴子, 2003, 『公私協力方式に関する考察—公設民営方式の場合—』関西教育行政学会85頁、天野郁夫, 2003, 『日本の高等教育システム』東京大学出版社117頁。
- 10) 日本立地センター, 1999, 『テクノポリス・頭脳立地構想の歩み』泉文社4頁。

### 引用(参考)文献

- 古川秀雄, 2006, 『大学誘致の成功と失敗』龍谷大学国際文化学会
- 飯田正明, 1991, 『大学等高等教育機関の移転・新設の誘致と期待・効果』第一法規出版
- 池田秀夫, 1991, 『地域の活性化と大学の役割』第一法規出版
- 伊東維年, 1998, 『テクノポリス政策の研究』日本評論社
- 岩田齊昭, 1986, 『1990年代/私学経営の基本と開発』地域科学研究会
- 国土庁大都市圏整備局, 1988, 『大学の誘致と期待』大蔵省印刷局
- 国土庁大都市圏整備局, 1990, 『18歳人口の動向と大学の対応』大蔵省印刷局
- 国土庁大都市圏整備局, 1995, 『大学立地と地域づくりを考える』大蔵省印刷局
- 大崎仁, 1999, 『大学改革 1945~1999』有斐閣
- 菅野啓, 1987, 『新高等教育計画の推進状況と今後の課題』地域科学研究会
- 森本正夫, 1986, 『公私協力方式による大学の設置』第一法規出版
- 村田鈴子, 2003, 『公私協力方式に関する一考察』関西教育行政学会
- 日本立地センター, 1999, 『テクノポリス・頭脳立地構想推進の歩み』泉文社